

經濟論叢

第九十三卷 第四號

- 国立大学特別会計の史的考察……………島 恭彦 1
- 伐出資本の性格について一覚え書……………山崎武雄 15
- 中国における
 国营企業流動資金と銀行信用……………三木毅 29
- 工場内賃金構造の形成とその論理(二)……………菊池光造 51
-

昭和三十九年四月

京都大學經濟學會

国立大学特別会計の史的考察

島 恭 彦

は し が き

ここで「国立大学特別会計」と呼んだのは、三九年度から施行される「国立学校特別会計」のことではない。しかし新たな「国立学校特別会計」の問題を考察するためにも、まず国立大学特別会計の戦前からの歴史的考察がどうしても必要である。昭和三〇年前後、国立大学関係者の間で、特別会計に対する要望があった。当時公表された「国立大学財政制度の沿革」（昭和三二年八月、参議院文教委員会調査室）は、はじめ国立大学特別会計についての歴史的考察の必要を私に示唆してくれた文献である。しかしその時以後、私にはこの問題に系統的にとりくむ時間的余裕がなかった。昨年来日本学術会議の学術体制委員会に参加し、そこで中教審の答申した国立大学財政問題を研究する課題を与えられた。さらに本年になって国立大学特別会計の問題が、政府側から突然提起されることになった。こういう突然の問題提起に対して、準備ができていたわけではないが、今度こそ六年前にとり組もうとしてできなかった課題にとりくむチャンスであると考えた。私の研究は二つの部分にわかれる。前半は戦前の特別会計の歴史的考察、後半は戦後の大学財政と国立学校特別会計の考察である。それぞれ色んな機会をみて発表することになると思うが、いまここで発表するのは、歴史的考察の部分のまた前半であることをこわっておきたい。

(一) 大学特別会計と大学資金の法制的理念

戦前の大学特別会計(帝國大学特別会計)を考察する場合に、あらかじめ明確にしておかねばならぬ点がある。それはふつうにいわれる「大学の自治」とか「大学の独立」ということと、特別会計の問題とを混同してはならないということである。むしろこの二つの問題を区別することの中に、大学特別会計問題を解明する鍵があるとさえいえるのである。

大学の学問や教官の人事権が国家権力から「独立して」いるということと、大学財政の運営が一般会計の規制から相対的に「独立して」行われるということとの間に、全く関係はないとはいわないが、両者は本来別個のことがらである。両者を混同して、今回の国立学校特別会計が「大学の自主性」を保障するとか、戦前の帝國大学特別会計が「大学の自治」の基礎であったとか考えるのはあやまりである。「大学の自治」とか「大学の独立」とかが、民主主義の原則だとすれば、国家の財政上の都合によって濫設されたり、改廃されたりしたわが国の特別会計の歴史にみられる非民主的無原則性とそれとは対立するものですらあるだろう。

戦前特別会計の整理を論じられた神戸博士の論文の中に次のような一節がある。いまでも玩味してよい文章であろうと思う。「帝大の如きについては、学問の独立を保障するが為めに会計をも独立せしめなくてはならぬともいうが、学問の独立と会計の独立とは別であり、会計が一般の中に入って居っても、学問は相当地に独立し得る。又、会計が特別だからというでも現在見るように、一般会計から補給を受けつつあっては、一般会計の中にあると同じで、会計の上から政府が帝大を圧迫しようと思えば圧迫し得るのに変りはない。……帝大は特別会計たるが為めに

学問の独立の上からして得る所殆んど之なくして、却つて特別会計だから其ちらにて自給自足をせよと強いられる場合が少なくない。」(神戸正雄、特別会計の整理、経済論叢、昭和六年八月)

戦前の大学特別会計の実態については後ほど分析するであろう。ここでは戦前国立大学の財政が特別会計となつていた理由を明かにしなければならぬ。しかしここでまず問題にするのは、その法制上の根拠や理念である。戦前の大学特別会計をつらぬく特色は「資金の独立」という思想であるといえよう。つまり国立大学が相当の資金を保有して、それに依つて政府の財政(一般会計)から相対的に独立性を保っているという考え方である。そういう実態があつたかどうかは別に考察するとして、この理念はたしかに明治期に大学特別会計が発足してから敗戦まで(正確には昭和二二年学校特別会計が廃止されるまで)要するに天皇制下の大学特別会計を一貫していた特徴であつたといえよう。

ここでしばらく大学特別会計の創設期にかへつて、当時の関係者の主張をきくことにしよう。太政官時代の文部大輔の地位にあつた田中不二磨(1865~1909、後の枢密顧問官)は教育回顧談の中で次のように述べた。「又予の嘗て文部の局に当れるや数回の政変ありて、毎時政費の増減を免れず、為に学校経営の消長に影響する少からざるを以て、百年長計の為に大学の独立自治を企図し、一大基金を設けて政変以外に超立するの議を首唱せしと雖、其機も亦未だ熟せざりしが、近年朝野の識者往々之を唱道するに至りしは、亦喜ぶべき兆として見るべきにあらずや。」(開國五〇年史、上巻、七三三~七三四頁)ここに大学の独立自治と基金との関係が明瞭にのべられている。しかしこの大学の独立自治とは、後年研究者が獲得した民主主義的な自治をいっているのではない。むしろ「政変の外に超立する大学」という思想は、太政官制から内閣制への近代化の外観をよそおいつつ、国会開設にそなえて、皇室財

産や国有財産を蓄積し、特権の官僚制を強化しようとした天皇制絶対主義者の思想を連想させるのである。

当時のいわゆる財政独立と国家統制とが両立しようという例を示しているのが、田中と同時代の森有礼(1857-1889)である。彼はいわゆる「学校経済主義」をとなえて、文部省の直轄学校にも授業料徴収の原則を適用し、また学校の統合、経営の合理化を説き、これを地方公立学校にもおよびそうとした(大人名辞典)。その森が太政官制廃止以後の最初の文部大臣となって手がけたのが、帝国大学令の制定であり、東京大学と工部大学校との統合による「東京帝国大学」の創設である。その東京帝国大学が、「国家ノ須要ニ応スル」高級官僚および技術者の養成機関となったことは周知の事実である。

註 「……Imperial」とは所謂官立の意味に過ぎざりしものなるべし。然るに今英語にて言へば同じくImperial Universityなるも、国語にて必ず帝国大学と言へる所以は、蓋し日本帝国の大学と言ふ意味にして、国家主義の上に立脚する意味を明かにせんが為めなるべし。森文部大臣と親交あり、国家の前途に関し互に胸襟を開き意見を闘はしたる、参議伊藤博文が後年立案せる憲法を帝国憲法と称し、国会を帝国議會と称せると同じ趣意に出づるものなるべし。」(東京帝国大学五十年史、上冊、九三二頁)

次にわれわれは大学特別会計や資金の法令上の根拠を順を追ってみていきたい。まず太政官時代の文部省布達「学制」(明治五年)には、教育のことは人々が各々身を立てる基だから、すべてを官金で弁ずるのは宜しくない。官金で賄う範囲を外国人の俸給、大学校の営繕、書籍、器械等とし、民費(授業料など)による費目とを区分している。これがやがて直轄学校の財政を規定した明治十二年太政官布告教育令の基金の構想に発展していく。すなわち授業料その他の収入金を積立てて独立の基金とするということである。太政官制の廃止後、明治二十一年「文部省直轄学校収入金規則」が制定され、その第一条に「文部省直轄学校ニ於テ徴取スル授業料試験料証明料其他ノ収入

金ハ之ヲ蓄積シテ其基金ト為スコトヲ得」と定められた。(相沢英之、教育費、六五二―六五三頁)そしてこれに対応して明治二二年に文部省直轄学校の収入支出を管理する二つの「別途会計」(當時は「特別会計」とは呼ばれなかった)が設けられた。

大学の「資金」とこれに基く特別会計を、はじめて具体的に規定したのは、明治三年の「官立学校及図書館会計法」とそれによる「会計規則」であった。その法の第一条に、文部省の直轄学校と図書館とは「資金ヲ所有」して、その「資金ヨリ生スル収入」と政府支出金と授業料、寄付金その他の収入とを合せて、その歳出にあてること
を許し、「特別ノ会計」を立てさせるとある。また「官立学校及図書館会計規則」では「資金」を「維持資金」と「特別資金」とにわけ、「維持資金」の収入は学校の一般経費にあて、「特別資金」の収入は特別の用途にあて、残余はその資金の増殖にあてるものと規定している。この「資金」は原則として消費できないが、「特別資金」に限り用途指定者の同意をえて元金を使用することができた。注意してよいことは「資金」は現金だけではなく、不動産や公債証書もふくんでいるということである。なぜなら「資金」に属する現金でもって、不動産や公債証書を買うこともでき、他の不動産や公債証書と交換することもでき、また不動産の寄付や交付をうけることもできるからである。そして「資金」に属する現金収支は、特別会計の中でも、学校の經常歳入および經常歳出と区分して整理することとなっていた(明治大正財政史、第二卷 七九四―七九六頁)。この学校の經常歳入の中に政府の支出金や授業料収入が入るのであるが、これと資金部収支との関係は後でのべる。

以上の法律にもとづいて、明治三年には「帝国大学特別会計」ほか十六の直轄学校の特別会計が立てられた。明治三〇年には、この「帝国大学特別会計」は「東京帝国大学特別会計」と「京都帝国大学特別会計」とにわかれ

る。明治三十九年は直轄学校および図書館の特別会計の最も多い時で、両帝大の特別会計をふくめ実に三四を数えるようになる。そこで四〇年度にはこれの整理が行われて、両帝大と学校及図書館特別会計との二本建になる。帝国大学特別会計は、大正期に五つにまでふえるが、この基本的な形態は変らない。

重要なことは、四〇年の特別会計の整理の際にあらわれた「資金」や「学校特別会計」についての考え方である。四〇年に制定された「学校及図書館特別会計法」の第五条はその特徴的な考え方をあらわしている。「学校及図書館ニ属スル収入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支弁シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ当該学校及図書館ノ為ニ特別会計ヲ設クルモノトス」(傍点筆者)さきにもべたように四一年度には、両帝大特別会計をのぞき、三二個の直轄学校と図書館の特別会計を整理して一本立にし、資金も共通のものとした。少くとも改正案のねらいはこうだったのである。ところがこの原案は貴族院で多少修正をうけ、共通資金の他に、各学校や図書館に所属する資金も設け、何れかの学校や図書館が政府支出金をまたず、この資金のみによって独立の会計がたてられるようになった時は、その学校または図書館について特別会計をたてることができることとしたのである。ここに「資金の独立」の意味が明確になった。つまり政府はいつかの日にいづれかの直轄学校が資金だけで財政的に独立することを予想していたのである。この「資金の独立」の思想は、一般の直轄学校だけではなく、後の改正において歴史の古い東京と京都との両帝大については、政府支出金を定額制にしようとしたということの根底に存在していたと思う。

しかし事実はどうであったかという点、後に明かにするように、両帝大に対する政府支出金は年々増大した。また大正十年には官立大学特別会計が五つの帝国大学特別会計とならんでたてられたが、これは従来の「綜合大学」に対して、この時期に新設された「単科大学」を総轄する特別会計であって、「単科大学」が資金的に独立したと

いうことではない。なおこの他に学校及図書館特別会計はそのまま存続していて、その中から資金的に独立して、独立の特別会計をもつにいたったという学校があったわけではない。

「資金の独立」の実態はこうであったにもかかわらず、「資金の独立」という古い理念は意外に根強く生きのこっていたということを示すものは、旧制度最後（昭和十九年）の法改正である。その時に従来の帝国大学と官立大学の二つの特別会計とその他の直轄諸学校の会計とが、一つの学校特別会計にまとめられた。（帝国図書館の会計は一般会計にうつされた。）その学校特別会計法の第十二条に曰く、「大学及学校ニ属スル収入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支弁シ別ニ政府支出金ヲ要セザルニ至リタルトキハ当該大学及学校ノ為ニ特別会計ヲ設クルモノトス」（国立大学財政制度の沿革）この条文は、明治四〇年の特別会計整理の際における「学校及図書館特別会計法」の第五条とほとんど同一である。

注 読者の便宜のために、従前文部省所轄の国立大学、直轄学校関係の特別会計の数、名称の主な変遷を表示してみよう。

年度	特別会計の名称、数
明治23年	帝国大学 ほか16特別会計
明治30年	東京帝国大学 京都帝国大学 ほか15特別会計
明治40年	東京大学 京都大学 帝大及 帝大及 帝大及
明治44年	東京大学 京都大学 東北大学 九州大学 帝大及 帝大及 帝大及
大正7年	東京大学 京都大学 東北大学 九州大学 帝大及 帝大及 帝大及
大正10年	東京大学 京都大学 東北大学 九州大学 帝大及 帝大及 帝大及
大正14年	帝立大学 官立大学 帝立大学 官立大学
昭和19年	学校

（明治大正財政史、第2巻）

「資金の独立」という古い法制上の理念を、いま旧制度崩壊の前夜において考えてみると、それはその実態からいよいよ遊離してみえた。「資金の独立」という理念が旧制度の下でなぜこのように根強く残っていたかということは問題であろう。しかし私たちはまづこの「資金の独立」の財政経済的な意味を次にさぐってみようと思う。

(二) 大学資金の財政経済的意味

ここで問題にするのは、戦前の大学特別会計を支えていたといわれる「資金」なるものの、財政的また経済的な意味である。こういう問題に答えるには、戦前の特別会計制を概観し、そもそも特別会計が一般会計から区分され、それが特別会計として存立する財政的経済的根拠を考察しなければならぬであろう。しかし戦前の特別会計を成立させる法的根拠そのものが大変あいまいなので、こういう考察も大変むづかしいことになるのである。大正十年の会計法三九条によると、「特別会計とは特別の須要あるに因り一般会計法規に準拠し難き為め必要ある場合に法律の規定を以て設置する会計を謂ふ」とある。これは一面からみれば、特別会計の制限規定であるが、他面からみれば、政府の必要によっていくらかでも特別会計をつくれるということである。したがって特別会計の財政的根拠を明かにすることもむづかしいというわけである。この点、戦後の財政法（第十三条、第二項）が特別会計を設置する財政経済的根拠を一応示していることとくらべると大きな相違である。

しかしまた大正期は特別会計の整理の時期でもあって、多数の特別会計を整頓し、制限し、あるいは分類し、それぞれ特別会計の財政的な根拠づけをしようとする努力が行われていた時期でもあった。私たちはそういう努力の、いわば時代的な記念碑を「明治大正財政史」第二巻、会計制度編に見出だすことができる。そしてこの中から「資

金」の意味をひろい出してゐることが出来る。

ここで諸種の特別会計は、その性質にしたがつて (1)作業特別会計 (2)事業特別会計 (3)資金特別会計 (4)造物特別会計 (5)外地特別会計 (6)臨時軍事費特別会計の六つに大別されていた。この性質別分類も特別会計の財政経済的根拠に関係してくるが、それは後でみることにして、なお一そう重要なのは、特別会計における「資本」と「資金」との区分である。つまり少数の例外はあるが、大部分の特別会計は、「資本」が設定されているか、「資金」が設定されているかによって、二つに分類できるというのである。

まづ「資本」は、固定資本と据置運転資本とに分けられている。この金額、その内容はそれぞれ法的に規制され、必しも純粋な経済学上の資本概念ではない。また「資本」会計だから、必ず一般会計から財政的に自立してゐるといふものでもない。しかしこの「資本」は造幣局、印刷局、専売局、砲兵工廠、帝國鉄道などの作業（又は企業）活動のために投下され、その中で機能してゐるものなので、その活動にもとづく会計収支は、消費経済たる一般会計の金銭的収支ではない。これを一般会計から区分する理由はきわめて明瞭である。

問題は「資金」の概念である。旧会計法（第四條）は、「各官庁ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタモノノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス」と「資金」を消極的に規定してゐた。ここに「資金」といふのは少くとも一會計年度内に消費しつくすことなき意思をもつて保有されてゐる金銭のことをいうのであるが、（西野元、會計制度要論、大正十一年 三八二頁）一會計年度内のすべての歳入をすべての歳出にあてる消費経済つまり一般会計の原則からいふと、一會計年度をはみ出す「資金」の保有はみとめられないことになる。さきの会計法は、こういう原則の例外として、「資金」の保有をみとめたのであった。したがつてまたこの「資金」の經理は、特別会計の形態をとつて、一般会

計から区分されねばならないことになる。しかしこういう制限的な規定にもかかわらず、旧制度の下では多種多様の資金、したがって特別会計が設けられ、財政運営のクッションとなっていたのである。そこでこの資金の性格づけや分類は、大変困難な問題だったのである。

明治大正財政史は「資金」をわけて、消費的資金、準備的資金、資本的資金、基本的資金、特殊の資金の五種とした。さきあげた西野元の会計制度要論の分類も大体これに類似している。消費的資金とはその元本をも若干年度内に消費することを目的とする資金（例、国債整理基金、帝國学士院學術奨励金、森林資金、国有財産整理資金特別会計など）、準備的資金とはいわゆる積立金として、不時の用途や欠損の補填に使用せられる資金（例、大蔵省預金部積立金、簡易生命保険積立金、健康保険積立金、郵便年金積立金特別会計など）、資本的資金とは一般会計または特別会計に必要な物品を供給するために設けられた特別の支払資金（この点で資本会計における据置運転資本に類似している。例、海軍工廠資金、葉煙草専売資金、鉄道用品資金特別会計）、基本的資金とはいわゆる「基金」と称せられるもので、その元本の消費をゆるさず、それより生じた収入を特定の用途にあてることとする資金（例、教育基金、災害準備基金、教育改善及農村振興基金特別会計など）。このように資金を分類してきて、さてこの何れのカテゴリーにも属しない一種特別な資金が帝国大学、学校及図書館の資金だというのである。そのわけはその他すべての資金がたんに金銭または金銭的収支よりなっているのに、この資金だけは政府から交付し、他より寄附した動産、不動産、歳入残余から成りたっているもので、これはむしろ大学の「資産」と称した方が当っているからである（明治大正財政史、第二巻、四九七頁、西野元、前掲書、四、二頁以下）。

このように概観しただけでも、「資金」の内容は複雑であり、統一的につかみにくい。ただこういうことはいえ

るであろう。この「資金」特別会計といわれているものは、政府の事業活動や行政活動を補足したり、またはそれにふずいしたりしている金銭的収支である。しかし「資金」として一たん設定されると、それが一会計年度内に費消されないように、その維持運用利殖のために特別会計という形をとる。これが大体「資金」特別会計の存在理由であるが、それはさきにもべたように政府の行政活動や事業活動を補足したり、それにふずいしたりしているものであるから、いわば過渡的かつ流動的状态にあって、その一部は後年の新しい事業特別会計（国有林野事業、郵便貯金）保険特別会計（簡易生命保険及郵便年金）、融資特別会計（資金運用部）へ発展したり、他の一部は一般会計に吸収されたりしたものである。だから「資金」また「資金特別会計」は一そう把握しにくいものである。

しかしそうであっても、大学「資金」の性格だけは、一種特別のものであることに変わりはない。すでにのべたようにこの特別会計の予算決算面にあらわれる「資金部」の収支はあくまで金銭的収支である。土地や建物等の資産はこの収支のいわば基底にあって姿をかくしている。それが何故に「資金」として総括されたのか。大学の「資金」が実は「資産」だというならば、資本特別会計の「資本」の他の側面もまた「資産」であって、土地、建物、工作物等よりなりたっている。この点で大学資金のあつかいかたは、資本特別会計の資本と類似しているのである。しかしいうまでもなく、資本特別会計の「資産」は企業用、事業用に供されるもので、大学特別会計の「資産」は研究教育用に使用される消費財産である。その資産がなぜ大学財政の基礎とされていたのか。さらに大学資金部の金銭的収支は、大学財政の一部にすぎず、しかも後でみるようにそれも政府支出金などと比較すると次第にウェイトを低下してきたのであった。その大学資金に何故重点がおかれ、それによる大学財政の独立さえ予想されていたのであろうか。

大学及学校図書館資金内訳の推移

	大正元年	大正10年	大正11年	昭和元年
公債及証券	1,852	6,612	5,819	5,329
現金	313	3,250	4,222	3,973
土地建物	15,513	35,512	134,375	191,150
合計	17,678	45,376	144,417	200,453

(明治大正財政史, 第2巻)

国立大学特別会計の史的考察
第九十三巻 二二〇 第四号 一一一

大学特別会計についての不審の数々を考えてみると、私たちはふたたびさきの「資金の独立」という法制上の理念に立ちもどらざるをえないのである。つまり大学財政の場合には経済的にきわめて明瞭な事態が、法制上の理念によって上から逆立ちさせられていたとみてよい。

もちろんこう断定してかかる前に、私たちは、戦前の旧制度の下で右の法制上の理念を支えていた経済的な根拠をさぐってみなければならぬ。それは当時の国有財産法と大学資金との関係を分析する後節であらためて考察されるであろう。しかしここでとりあえず大学資金の内容を統計的に分析してみよう。

上表では何れの年次においても大学資金内の不動産の重味が明かである。さてしかし大正一〇年までの各資産にみられる増加は、この時期の大学、学校の新設を反映する実質的增加であるが、大正一一年とそれ以後にみられる不動産価額のみ増加はそうではない。大正一一年新に制定された国有財産法により、それまで低評価との批判があった国有財産（とくに土地、立木竹）を、五年毎に時価に近づけて評価替し、これを登録することとなったのである。（但し鉄道、通信事業会計所属の資産は例外、昭和財政史、第八巻、三二頁以下）つまりこのような国有財産の評価法により、資産の性質いかにかわからず、たんなる資産の所有することによって、資産を増大させることができるようになったのである。大学資金の重要なものは土地、とくに各帝国大学によって独占されている「演習林」であった。したがってこの時期に大学の「資金」、と

くに土地が、大学財政を支える永遠の基礎であるかのような外観を、国有財産法によってあらためてあたえられたのであった。「資金の独立」という逆立ちした理念を根強よく存続させたものは、この時期の大学の土地所有、とくに国家的土地所有制度であったといえよう。

最後にさきに一言した、特別会計の性質別分類によって、大学特別会計を位置づけてみよう。性質別分類をする目的も、やはり一般会計と特別会計、特別会計間の相互関連を明かにして特別会計の整理をすることだから、性質別分類とさきの「資本」と「資金」の概念による分類との間に何等かの対応関係があった方がよいわけである。そういう点からみると、明治大正財政史の六つのカテゴリーは問題が多いものであった。まづ作業と事業の両特別会計は一つにまとめられる性質のものである。臨時軍事費特別会計はその「臨時的」という性質の故にのぞいてよいものである。そうすれば (1)事業特別会計 (2)資金特別会計 (3)営造物特別会計 (4)外地(租民地)特別会計の四つになるだろう。問題は大学特別会計が営造物特別会計の内に入れられていたこと、というよりむしろ営造物特別会計という範疇が大学特別会計のためにつくられたといってもよいことである。一体「営造物」というのは、法律上の確定した概念ではない。それは「特定の公の目的のために継続的に供される人的手段と物的施設の綜合体」(原龍之助、公物營造物法、法律学全集13)と一応定義されている。したがって郵便、通信、鉄道などの公企業も、学校、病院、図書館なども、行政官庁、研究所、試験所なども包含できる広い概念である。だから大学、学校が相当の規模の「営造物」であることはわかるが、それではこの「営造物」が、大学や学校を特別会計として特色づける概念かといえ、そうとはいえない。こういうあいまいな、あるいは生硬な範疇が適用されたこと自体、大学が特別会計として甚だすわりのわるい、また位置づけにくい存在であったことを示すものである。

最初に引用した昭和初期の神戸博士の論文は、事業部会計、資金部会計、植民地会計を、特別会計の整理の基準としてあげた。(臨時軍事費特別会計は当時存在しなかった)植民地会計の収支の内容からいえば、一般会計と同性質のものだし、国防費や拓務省関係の経費は、現に一般会計が負担しているのだが、その他のものは植民地住民の自ら負担する、その地方限りの会計として、特別会計としてよいという。これに反して一般会計からの多額のくり入金に依存する帝国大学は何等特別会計たる理由はなく、大学資金部だけを残して一般会計に移すべしという。そして一団の事業部会計はこれまでの各省別の所管を排し、事業の合理的経営のために新に設置される事業省の所管に、また一団の資金部会計は資金の合理的運用と維持のために大蔵省に、植民地会計は拓務省に移すべしというのであった。これは経済的合理主義の立場にたった、旧制度の下ではぎりぎりのきわめて大たんな特別会計の整理案であった。それ故に旧制度の下では実現しなかった。旧制度の下では、特別会計は国家の権力目的や、財政上の都合によって設置され、改廃されるものだったからである。大学特別会計もまたそうであった。

注 神戸博士の整理案の中では、植民地特別会計が最も割りきりにくい性質のものであった。そしてこの会計と帝国大学特別会計の間には関連があった。旧制度の下で帝国大学特別会計を存立させた広大な演習林は、あとでみるように、朝鮮、台湾、樺太に存在していたからである。皮肉な見方をすれば、わが帝国大学特別会計を存立させていたのは、日本帝国による植民地領有であったともいえよう。

(未完)